

米国の公定歩合引き上げについて

大和証券投資信託委託株式会社

2月18日(現地)、FRBは全会一致で公定歩合の引き上げと公定歩合での貸出(窓口貸出)の期限の短縮を決定しました。具体的には、公定歩合を現在の0.5%から0.75%へ引き上げ、窓口貸出の期限を現在の最大28日からオーバーナイトへ短縮しました。

2月10日のバーナンキFRB(連邦準備制度理事会)議長の議会証言原稿で公定歩合の引き上げは「間もなく(before long)」と予告されていましたが、「before long」が約一週間後とは予測し得なかっただけに、サプライズとなりました。声明文によれば、「金融市場の改善が続いているなか、FRBの金融政策の正常化の一環として意図された措置で、金融機関に市場での資金調達を促すのが目的」と記されています。もともと窓口貸出は市場で資金が調達できない際の「最後の貸手」として利用される性質のものでありますが、「to use only as a backup source of funds」との表現でその点があらためて確認されました。

実際、窓口貸出の残高は2月17日現在151億ドル(primary credit が142億ドル、secondary credit が9億ドル)で、FEDの総資産に占める比率は0.7%に満たず、これまでも窓口貸出は「最後の貸手」として位置付けられており、今回の措置に伴う直接的な影響は限られると思われます。声明文でも、「今回の措置は家計や企業の金融環境を厳しくするものではなく、経済や金融政策の見通しの変更の合図ではない」、「1月FOMC時の『超低水準のFFレートが長期間正当化される』との見通しはほぼそのままである」と断っています。とはいえ、これまでの緊急流動性プログラムの縮小に続くものであり、「出口戦略」へ向けたさらなる一歩であることに変わりはありません。この延長線上で考えれば、3月16日のFOMCでは声明文の時間軸に係る上記の表現は修正されるのではないかと考えられます。なぜならば、「超低水準のFFレート」はともかく、それが「長期間正当化される」として、いつまでも長期の時間軸にコミットし続けると、逆に金融政策上の制約になる(必要性が高まった際に機動的な利上げができない)恐れがあるためです。

なお、金融危機に伴って創設された緊急流動性プログラムのほとんどがすでに2月1日で終了しており、残るTAF(金融機関への期間物の貸出)とTALF(資産担保証券を担保とする貸出)もそれぞれ3月8日、6月30日をもって終了予定であります(3月8日に実施されるTAFの最後の入札の最低応札金利も0.25%から0.5%への引き上げが発表されました)、住宅公社保証の住宅ローン担保証券と住宅公社債券の購入(それぞれ1兆2500億ドル、約1750億ドル)も3月末までに完了予定です。

公定歩合のFFレートに対する上乗せ金利は従来1%でしたが、2007年8月17日に公定歩合だけを0.5%ポイント引き下げ(今回の利下げ局面の開始)、2008年3月16日に同じく公定歩合だけを0.25%ポイント引き下げたことで、上乗せ金利は0.25%まで縮小していましたが、これが今回の措置で0.5%に拡大したことになります。公定歩合単独の引き上げは今後も実施され、最終的にはFFレートに対する上乗せ金利は従来の1%に戻ることになると考えられます。

公定歩合の引き上げを受けて、為替市場はドル全面高で反応しており、ドル円は一時1月14日以来となる92円台を付けました。今後の見通しですが、日米金利差と相関の高いドル円については、「出口戦略」に傾斜するFRBと、デフレ脱却に呻吟し出口が見通せない日本銀行との金融政策の方向性の差異は明白で、短期的な変動はともかく、中長期的なドル高円安基調がおのずと想定されます。

以上

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。こうした銘柄については、外国証券内容説明書をご覧ください。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会